

## 令和元年度 第9回清里区地域協議会次第

日 時：令和2年1月23日（木）

午後3時から

場 所：清里区総合事務所 第3会議室

### 1 開 会

### 2 会長あいさつ

### 3 所長あいさつ

### 4 報 告

#### (1) 自治・地域振興課報告事項

- ・総合事務所の時間外受付の見直し概要等について . . . 資料1

#### (2) 総務・地域振興グループ報告事項

- ・地域協議会委員の改選について . . . 資料2

### 5 協 議

#### (1) 令和2年度地域活動支援事業採択方針等について

. . . 資料3

#### (2) 地域協議会活動報告会の開催について

. . . 資料4

日時：令和2年3月6日（金）午後6時30分～

会場：清里コミュニティプラザ 3階多目的ホール

#### (3) 自主的審議事項「空き家対策」について

. . . 資料5

- ・空き家対策に関するアンケート調査の結果について
- ・今後の検討について

### 6 その他

#### (1) 第10回清里区地域協議会の開催(案)について

日時：令和2年2月26日（水）午後3時

会場：清里区総合事務所 第3会議室

#### (2) 公の施設の再配置計画（個別施設計画）策定に係る取組状況について

. . . 資料6-1、6-2

### 7 閉 会

## 総合事務所の時間外受付の見直し概要等について

上越市 自治・市民環境部 自治・地域振興課  
清里区総合事務所

令和2年4月から、総合事務所の時間外受付の見直しを次のとおり予定しています。

## 1 見直し概要について

## (1) 時間外受付を開設する総合事務所について

- 時間外受付（平日17時15分から翌日8時30分まで、及び土日・祝日の全日）を開設する総合事務所は、浦川原区、柿崎区及び板倉区とします。

※ 10区（安塚区、大島区、牧区、大潟区、頸城区、吉川区、中郷区、清里区、三和区及び名立区）の総合事務所では、時間外受付を開設せず、当直（宿直・日直）を配置しないものとします。

## (2) 時間外における戸籍届等の手続きについて

- 戸籍届等の手続きは、時間外受付を開設する3か所の総合事務所又は木田庁舎の時間外受付で、市民の皆さんがお住まいの区にかかわらず、これまでどおり手続きができます。

## (3) 時間外における総合事務所宛ての電話について

- 時間外受付を開設しない総合事務所に電話をした場合、その電話は時間外受付を開設する総合事務所又は木田庁舎に自動転送し、転送先の当直が対応します。

## &lt;電話転送先&gt;

- |               |   |              |
|---------------|---|--------------|
| ○安塚区及び大島区     | ⇒ | 浦川原区総合事務所に転送 |
| ○大潟区及び吉川区     | ⇒ | 柿崎区総合事務所に転送  |
| ○牧区、中郷区及び清里区  | ⇒ | 板倉区総合事務所に転送  |
| ○頸城区、三和区及び名立区 | ⇒ | 木田庁舎に転送      |

## (4) 時間外における防災行政無線の放送について

- 災害に関する避難情報の発令等については、職員がこれまでどおり放送します。
- これまで職員の指示に基づき当直が対応してきた、もしくは登庁した職員が直接対応してきた火災や停電の発生、クマ目撃等については、当該情報の覚知後、登庁した職員が放送します。

※ 消防団の出動については、これまでどおり、団員に電子メールで出動命令が通知され、必要に応じて団員間で連絡を取りながら現場に参集します。

※ 災害や犯罪、交通事故等に関する情報については、市が情報を配信する「安全メール」に登録することで、携帯電話やパソコンの電子メールで受け取り、文字情報として確認いただけます。

登録をご希望の方は、市のホームページ（トップページ中の「上越市安全メールの登録方法」）や総合事務所の窓口での手続きをぜひご検討ください。

（参考）「安全メール」でお知らせする内容

※配信を希望する情報を選ぶことができます。

- |  |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"><li>① 防犯情報（不審者情報・事件情報）</li><li>② 防災情報（災害発生情報・避難関係情報・台風接近情報）</li><li>③ 火災情報（火災発生情報・鎮火情報）（注）配信は昼夜不問</li><li>④ 交通安全情報（交通事故発生情報・防止対策情報）</li><li>⑤ その他（クマ、サルなどの出没情報、行方不明者情報等）</li></ul> |
|--|

#### （5）時間外における施設の防犯対策について

○ 閉館（閉庁）後で職員等が不在の時間帯は、警備会社による機械警備を行います。

#### （参考）コミュニティプラザのご利用について

○ コミュニティプラザは、これまでどおりの時間帯で、ご利用いただけます。（開館時間：午前8時30分から午後10時まで）

※ コミュニティプラザには、利用受付等を担う管理人を1人配置します。

## 2 今後の主な予定について

令和2年1～2月 13区での住民説明会の開催  
機械警備導入に向けた契約事務

3月 時間外受付の見直しに関する広報等でのお知らせ  
機械警備導入に向けた工事

4月1日～ 見直し後の体制での時間外受付を開始

地域のことを 地域で考え 地域で実践する

# 地域協議会

資料 2



地域協議会での審議



地域課題の解決に向けた現地視察



地域住民との意見交換



まちづくりをテーマに中学生とワークショップ

## 地域協議会って何をするところ？

市内28の地域自治区にそれぞれ設置している地域協議会では、さまざまな立場の住民の皆さん同士が、地域で課題となっていることについて、より良い解決策を導き出すための話し合いを行っています。地域協議会の委員は、お住まいの区内に住所がある25歳以上(一部制限あり)の人がなることができます。

## 話し合いの内容を知りたいときは？

地域協議会は、どなたでも傍聴可能です。お気軽にご来場ください。会議の開催日程や場所は、市のホームページをご覧ください。また、地域協議会の活動状況は、市のホームページに掲載している各区の「地域協議会だより」や会議録をご覧ください。



上越を彩る28色のまちづくり  
地域自治区

## 次期委員を募集します！

令和2年3月予定

募集時期になりましたら、広報上越、市ホームページ等でお知らせします。(詳しくはお問い合わせください)

地域協議会の開催予定・活動状況はこちらのQRコードから！



上越市

お問い合わせ

上越市 自治・市民環境部 自治・地域振興課

〒943-8601 上越市木田1丁目1番3号

電話(025)526-5111(内線1584、1429) FAX(025)526-6114

E-mail jichi-chiiki@city.joetsu.lg.jp ホームページ <https://www.city.joetsu.niigata.jp>

## 地域協議会の主な役割

### ■ 自主的審議に関すること

地域住民との意見交換などを通じて把握した地域自治区内の課題について、地域協議会が自らテーマを決めて、より良い解決策を話し合います。そして、話し合いの結果をもとに、地域で活動する団体等との連携・協力により解決に向けて取り組みます。また、地域の中で対応できないことは、市政での実現を求めするため、意見書を提出することができます。

### ■ 諮問事項に関すること

地域自治区内の重要な公の施設の設置や廃止などについて、市長から意見を求められたときは、「地域住民の生活にどのような影響があるか」という観点で話し合い、その結果を市長に返します。

### ■ 地域活動支援事業に関すること

地域活動支援事業とは、各区に配分した予算の範囲で、地域の課題解決や活力向上に向けた事業に必要な経費を実施団体に補助する制度です。各地域協議会では、地域で抱える課題を考慮した採択方針のほか、審査基準や補助金の補助率などを決めて、提案された事業を審査します。

### ■ その他

活動内容をお知らせする活動報告会や、地域住民と意見交換を行うため、直接地域に出向いて会議を開催しているほか、話し合いにいかすための先進地視察を行っている地域協議会があります。また、共通の課題について、近隣の地域協議会が合同で研修会を行う場合もあります。

会議の開催日時は、各地域協議会で決めています。(これまでは、月1回程度の開催となっています)

## 地域協議会の委員とは

### ■ 委員になれる人

議員、常勤の公務員などを除き、その区で暮らしている25歳以上の方が応募することができます。委員経験者も応募が可能です。

### ■ 委員の任期

次期委員の任期は、令和2年4月29日から令和6年4月28日まで(4年間)となります。

### ■ 委員の定数

各区の人口に応じて異なります。(12人~20人)

### ■ 委員の報酬等

住民の皆さんの自発的・主体的な参加が期待されていますので、無報酬としています。

なお、交通費相当額として、会議1回につき1,200円をお支払いします。

### ■ 委員が選ばれるまで

まず、委員の公募をします。その結果、応募者数が定数を超えたときは、住民の皆さんによる投票を行い、市長はその結果を尊重し、委員を選びます。

応募者数が定数以下のときは、まず応募者の中から委員を選び、さらに、定数に達するまで応募資格のある人の中から市長が委員を選びます。

## 《お問い合わせ》

### 上越市 自治・市民環境部 自治・地域振興課

〒943-8601 上越市木田1丁目1番3号

電話 (025) 526-5111 (内線1584、1429) FAX (025) 526-6114

E-mail [jichi-chiiki@city.joetsu.lg.jp](mailto:jichi-chiiki@city.joetsu.lg.jp) ホームページ <https://www.city.joetsu.niigata.jp>

## 清里区に係る令和2年度地域活動支援事業の採択方針案等について

## 1 地域活動支援事業の目的

身近な地域における課題解決や地域の活力を向上するため、住民の自発的・主体的な地域活動を推進する。

## 2 清里区の採択方針

## 《優先して採択する事業》

清里区の地域課題の解決や地域の活性化に取り組む活動を支援する。「私たちの地域を、もっと住みやすくする」ために、地域住民等が自主的・主体的に取り組む、新規性・発展性のある事業を優先して採択する。

- (1) 地域の健康福祉、青少年の健全育成を図る事業
- (2) 地域の歴史文化、スポーツ活動を図る事業
- (3) 地域の環境改善、景観づくり、自然環境保全を図る事業
- (4) 地域資源を活かした地域振興及び地域を担う人づくりを図る事業
- (5) 地域の安全・安心を図る事業

## 《その他の事業》

優先して採択する事業以外に、地域の課題を主体的に捉え、広く地域の活性化につながる事業

## 3 審査項目

項目	内容	採点方法	審査の方法
ア 基本審査	提案事業が「地域活動支援事業の目的と合致しているか」を確認する。	・審査する委員の過半数が、「不適合」とした場合は不採択とする。	適否を確認
イ 採択方針審査	提案事業が「優先して採択する事業、その他の事業」に該当するかどうかを確認する。	・審査する委員の過半数が、「不適合」とした場合は不採択とする。	適否を確認
ウ 共通審査	提案事業が「共通審査項目の審査基準を満たしているか」を視点を採点する。	・各項目それぞれ5点満点とし、傾斜配点はしない。 ・採点の目安(5点「優れている」・4点「やや優れている」・3点「普通」・2点「やや劣っている」・1点「劣っている」)とする。 ・審査する委員全員の合計点の平均点が、15点未満の場合は不採択とする。	各項目を5点満点で採点

## [共通審査]

審査項目	審査の視点	配点
①公益性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・提案事業の成果が広く地域に還元されるものか。</li> <li>・補助金を充てて購入した物品や修繕した施設等が、長く地域で活用される見込みがあるか。</li> <li>・全市的な方向性と合致しているか。</li> <li>・提案者以外の市民や団体等に不利益を与えるものではないか。</li> </ul>	5点
②必要性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の課題解決や活力向上に効果が見込まれる取組であるか。</li> <li>・地域の実情や住民要望に対応したものか。</li> <li>・緊急性の高い提案事業であるか。</li> <li>・ほかの方法で代替できないものであるか。</li> <li>・補助金を充てる経費が、提案事業を実施する上で不可欠なものであり、その規模も必要な限度となっているか。</li> </ul>	5点

③実現性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・目標（達成すべきこと）や事業内容が明確なものか。</li> <li>・関係者との合意形成や組織内部での実施態勢が整っているか。</li> <li>・資金調達の規模や時期に無理はないか。</li> </ul>	5点
④参加性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・提案事業の実施に当たり、提案者に限らず多くの住民等の参加が期待できるものか。</li> </ul>	5点
⑤発展性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新しい発想が感じられる取組や、先進的な取組であるか。</li> <li>・事業の終了後における自立性や発展性は期待できるか。</li> <li>・提案団体に、信頼性や将来性はあるか。</li> </ul>	5点
合 計		25点

#### 4 補助率等に関する事項

##### (1) 補助率

- ・補助率は、補助対象経費の100%以内とし、審査の結果、申請金額の減額や補助率を引き下げる場合がある。なお、備品購入を行う場合は、レンタル等で導入費用を節減できない理由や、後年度の活用予定、管理体制を明確にした任意の書類を申請時に添付する。

##### (2) 補助金額の上限及び下限

- ・補助金額は1件5万円以上とする。ただし、千円未満を切り捨てた額とする。

#### 5 審査方法及び採択基準等

- ・書類審査のほか、プレゼンテーションを原則として行う。

##### (1) 審査の流れ

###### ①書類審査

###### ②提案者によるプレゼンテーション

###### ③採点表の記入

- ・各委員（無記名）は、評価結果を採点票に記入する。

###### ④採択事業の決定

- ・地域協議会は、採択すべき事業において、採択の条件や事業の執行上配慮すべきに点ついて意見を取りまとめる。また、採択すべきでない事業において、採択しない理由についての意見を取りまとめる。

##### (2) 採択基準

- ・基本審査、採択方針の審査は、地域活動支援事業の目的、清里区の採択方針それぞれについて、審査する委員の過半数が「不適合」とした場合は不採択とする。
- ・共通審査基準は、各項目それぞれ5点満点とし、傾斜配点はしない。
- ・共通審査基準を審査する委員全員の評点の平均点が15点未満の場合は不採択とし、補助金の上限額については、15点が90%、16点が92%、17点が94%、18点が96%、19点が98%、20点以上が100%の補助率を補助金希望額に乗じた額とする。
- ・採択すべき事業及び補助金額は、清里区への配分額の範囲内で共通審査基準の評点の高いものから順に採択する。なお、配分額を超過した場合の対応はその都度協議し決定する。

## 6 日程 (予定)

- |                       |                                    |
|-----------------------|------------------------------------|
| (1) 令和2年度採択方針案の協議(依頼) | 12月4日(水) 総合事務所長から地域協議会長            |
| (2) 採択方針案協議、決定        | 1月23日(木) 第9回地域協議会                  |
| (3) 採択方針案(報告)         | 〃 地域協議会長から総合事務所長                   |
| (4) 採択方針決定            | 1月23日(木) 市(総合事務所長)                 |
| (5) 令和元年度事業概要説明       | 2月28日(金) 町内会長連絡協議会総会               |
| (6) 事前相談              | 3月2日(月)～3月31日(火)<br>※相談日時を事務局に事前連絡 |
| (7) 事前相談の状況報告         | 3月6日(水) 地域協議会活動報告会                 |
| (8) 提案書受付             | 4月1日(水)～4月27日(月)<br>※提出日時を事務局に事前連絡 |

### 【参考 R1 年度】

- |                       |                         |
|-----------------------|-------------------------|
| (1) 令和元年度採択方針案の協議(依頼) | 12月4日(火) 総合事務所長から地域協議会長 |
| (2) 採択方針案協議           | 12月18日(火) 第7回地域協議会      |
| (3) 採択方針案決定           | 1月22日(火) 第8回地域協議会       |
| (4) 採択方針案(報告)         | 1月22日(火) 地域協議会長から総合事務所長 |
| (5) 平成31年度採択方針決定      | 〃 市(総合事務所長)             |
| (6) 平成31年度事業概要説明      | 3月1日(金) 町内会長連絡協議会総会     |
| (7) 事前相談              | 3月1日(金)～3月31日(日)        |
| (8) 事前相談状況報告          | 3月15日(金) 第9回地域協議会       |
| (9) 募集                | 4月1日(月)～4月26日(金)        |
| (10) 採択事業の審査(依頼)      | 4月8日(水) 総合事務所長から地域協議会長  |
| (11) 提案状況報告           | 4月26日(金) 平成31年度第1回地域協議会 |
| (12) 審査(プレゼンテーション)    | 5月20日(月) 第2回地域協議会       |
| (13) 採点票を事務局に提出       | 5月22日(水) 委員から事務局へ       |
| (14) 審査(採択事業の決定)      | 5月27日(月) 第3回地域協議会       |
| (15) 審査の結果(報告)        | 5月27日(月) 地域協議会長から総合事務所長 |
| (16) 採択事業等の決定         | 〃 市(総合事務所長)             |
| (17) 採択結果通知及び交付申請依頼   | 5月29日(水) 総合事務所から事業提案者   |

## 令和2年度清里区の採択方針案

清里区の地域課題の解決や地域の活性化に取り組む活動を支援する。  
「私たちの地域を、もっと住みやすくする」ために、地域住民等が自主的・主体的に取り組む、新規性・発展性のある事業を優先して採択する。

### 1 地域活動支援事業の目的

身近な地域における課題解決や地域の活力向上に向け、住民の自発的・主体的な地域活動を推進する。

### 2 優先して採択する事業

- (1) 地域の健康福祉・青少年の健全育成を図る事業
- (2) 地域の歴史文化・スポーツ活動を図る事業
- (3) 地域の環境改善、景観づくり、自然環境保全を図る事業
- (4) 地域の資源を活かした地域振興及び地域を担う人づくりを図る事業
- (5) 地域の安全・安心を図る事業

### 3 その他の事業

優先して採択する事業以外に、地域の課題を主体的に捉え、広く地域の活性化につながる事業

## 【運用方法案】

### 1 補助率・補助限度額等

- (1) 補助率は、補助対象経費の100%以内とし、審査の結果、申請金額の減額や補助率を引き下げることがある。
- (2) 備品購入を行う場合は、レンタル等で導入費用を節減できない理由や後年度の活用予定、管理体制を明確にした任意の書類を申請時に添付する。
- (3) 補助金額は1件5万円以上とする。ただし、千円未満を切り捨てた額とする。

### 2 審査方法及び採択基準等

- (1) 書類審査のほか、プレゼンテーションを原則として行う。
- (2) 基本審査、採択方針の審査は、地域活動支援事業の目的、清里区の採択方針それぞれについて、審査する委員の過半数が「不適合」とした場合は不採択とする。
- (3) 共通審査基準は、各項目それぞれ5点満点とし、傾斜配点はしない。
- (4) 共通審査基準を審査する委員全員の評点の平均点が15点未満の場合は不採択とし、補助金の上限額については、15点が90%、16点が92%、17点が94%、18点が96%、19点が98%、20点以上が100%の補助率を補助金希望額に乗じた額とする。
- (5) 採択すべき事業及び補助金額は、清里区への配分額の範囲内で共通審査基準の評点の高いものから順に採択する。なお、配分額を超過した場合の対応はその都度協議し決定する。

(案)

# 清里区地域協議会活動報告会 地域協議会委員公募説明会

日 時： 令和2年3月6日（金）午後6時30分から午後8時

会 場： 清里コミュニティプラザ 3階多目的ホール

## 次 第

### I 清里区地域協議会活動報告会

#### 1 開会あいさつ

・清里区地域協議会長

#### 2 活動報告

##### (1) 地域協議会の活動報告

・地域協議会活動報告では4年間の活動実績等を報告

##### (2) 地域活動支援事業の事例発表

・令和元年度の地域活動支援事業の事例発表

1) ○○事業(団体名)

2) ○○事業(団体名)

##### (3) 令和2年度地域活動支援事業の説明

##### (4) 意見・質問

### II 地域協議会委員公募説明会

#### 1 開会あいさつ

・清里区総合事務所長

#### 2 地域協議会委員の公募について

##### (1) 地域協議会委員の公募に関する説明

・地域協議会委員の公募方法について説明

##### (2) 意見・質問

#### 3 閉会あいさつ

・清里区地域協議会副会長



# 清里区地域協議会活動報告会

## 開催のお知らせ

来てね!



日時：令和2年3月6日（金）  
午後6時30分から午後8時

会場：清里コミュニティプラザ  
3階 多目的ホール

内容：皆さんから地域協議会のことを知っていただくため、活動報告会を開催します。これまでの4年間の審議内容や市政運営への反映状況、地域活動支援事業の事例発表や事業の説明などのほか、地域協議会委員への応募方法も説明します。

- (1) 地域協議会活動報告
- (2) 令和元年度地域活動支援事業の事例発表
  - ・〇〇事業（団体名）
  - ・〇〇事業（団体名）
- (3) 令和2年度地域活動支援事業の説明
- (4) 地域協議会委員の公募について

その他：申込みは不要で、どなたでも参加できます。

**地域協議会とは**…地域自治区ごとに設置される地域協議会は、様々な立場の住民の皆さん同士が、各区で課題となっていることなどについて、より良い解決策を導き出していくための話し合いを行い、地域としての意見を取りまとめ、市長に意見を伝えるための役割を担います。現在活躍されている委員さんは、令和2年4月で任期満了となるため、次期委員を令和2年3月に募集する予定です。（清里区は定員12名です。）

### 問合せ先

清里区総合事務所 総務・地域振興グループ 担当：長澤・田中  
〒943-0595 上越市清里区荒牧18番地  
電話：025-528-3111（内線 225・222）FAX：025-528-3114  
E-mail：kiyosato-soumu.g@city.joetsu.lg.jp

令和2年1月10日現在

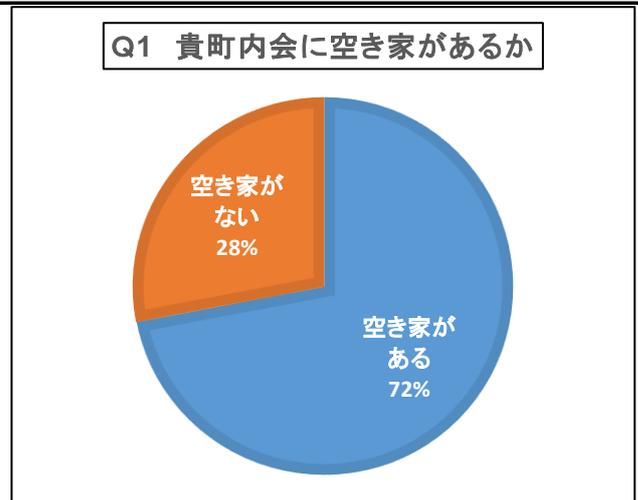
Q1. 貴町内会に空き家がありますか。該当する番号に○をつけてください。また、ある場合は空き家の件数を記入してください。なお、空き家は住宅以外の付属家等を含めて1件と数えてください。

- ① ある( 件)      ② ない      ③ わからない

解説: 町内会に空き家があるかどうか尋ねたところ、あると回答した町内会は18町内会で、清里区全体の72%であった。また、空き家の件数は全体で53件であった。

設問	回答数
空き家がある	18
空き家がない	7
わからない	0
計	25

設問	回答数
空き家がある場合の件数	53



Q2. Q1で「① ある」と回答された町内会にお聞きします。所有者等と連絡が取れない、又は現在の所有者が誰かわからない空き家の件数について記入してください。

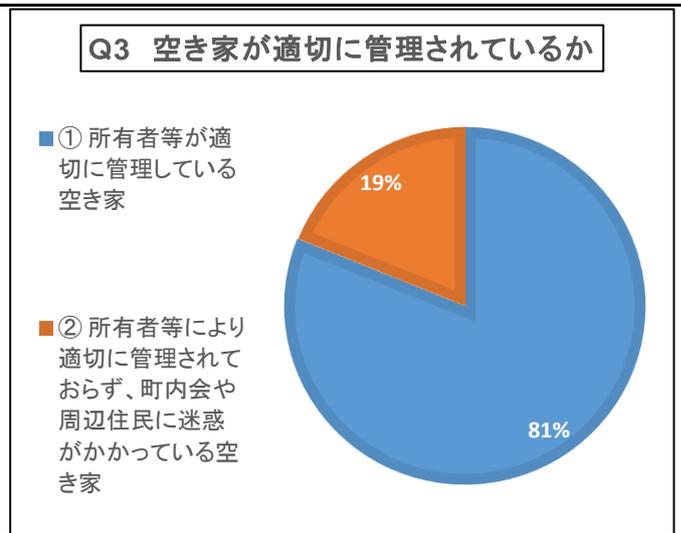
解説: 空き家があると回答された町内会は18町内会あったが、そのうち所有者と連絡が取れない、所有者不明の空き家の件数は3件あった。

設問	回答数
所有者等と連絡が取れない、所有者不明の空き家件数	3

Q3. Q1で「① ある」と回答された町内会にお聞きします。以下の空き家の件数について、わかる範囲で記入してください。

解説: 空き家があると回答された町内会で、空き家が適切に管理されている空き家は53件中43件で、全体の8割となっている。また、町内会や周辺住民に迷惑がかかっている空き家は10件となっている。

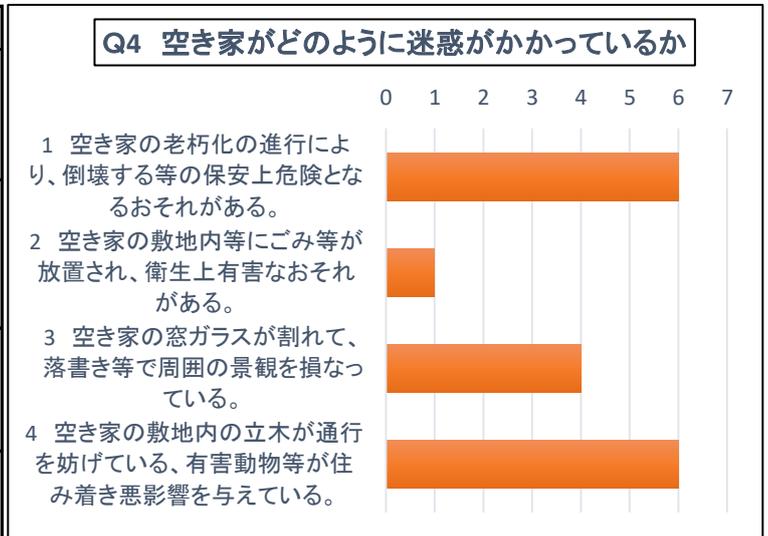
設問	回答数
① 所有者等が適切に管理している空き家	43
② 所有者等により適切に管理されておらず、町内会や周辺住民に迷惑がかかっている空き家	10
計	53



Q4. Q3の②の空き家のうち、具体的にどのように迷惑がかかっているのか、当てはまるもの全てに「○」をつけてください。(複数回答)

解説: Q3の②の空き家で、具体的にどのようなことで迷惑がかかっているのか尋ねたところ、空き家の老朽化の進行により、倒壊する等の保安上危険の恐れが6件、立木が通行の妨げ、有害動物等が住み着き悪影響を与えているが6件、空き家の窓ガラスが割れて、落書き等で周囲の景観を損なっているが4件の回答であった。

設問	回答数
1 空き家の老朽化の進行により、倒壊する等の保安上危険となるおそれがある。	6
2 空き家の敷地内等にごみ等が放置され、衛生上有害なおそれがある。	1
3 空き家の窓ガラスが割れて、落書き等で周囲の景観を損なっている。	4
4 空き家の敷地内の立木が通行を妨げている、有害動物等が住み着き悪影響を与えている。	6
5 上記以外の事由によるもの	0
計	17



Q5. Q4の項目以外で町内の空き家に関して困っていることがあれば記載してください。

- ・現在、具体的な被害等はないものの、将来的に危険となった際に、だれが責任を取り、対応するのかわからないことが不安である。
- ・いつ被害が発生する可能性があるのが1件で本人と連絡が取れなくなった。
- ・現在所有者不明の空き家があり、例と全く同じ不安がある。また、敷地が道路より2.5m高く、石垣、コンクリートで囲ってあるがヒビが入り崩壊の危険があり、現在危険な字道を通行止めの処置をとっている。
- ・所有者が管理しているうちは良いですが、将来的には放置されるのではないかと不安があります。
- ・現在、空き寺になり、責任の取り方、管理方法が難しい。
- ・将来的に危険となると思われるので、協議員連名の署名捺印をして注意のお願いをした。
- ・最終的に建物を解体し、敷地整理をしてもらえるのか不安である。
- ・除草もされず草木が枯れて乾燥し火災の危険がある。(タバコ等のポイ捨て危険)小学校に近く、小学生他に悪影響がある。(美観が悪い)
- ・今現在問題はないが、将来的に防犯上、火災等の心配が考えられる。
- ・現時点では無し
- ・市を通じて文章、現状写真を送っているが返答がない。所有者と連絡が取れずにいるので町内会費が徴収できない。

Q6. 貴町内会で空き家の管理に関する取決めや慣例はありますか。下記の例を参考に下の枠の中に記入してください。また、空き家の管理料として町内会費(字費)等で徴収している場合は、差支えない範囲で金額を記入ください。

町内会の取決め慣例	町内会費(字費)等
・現在取決め等はない。	

・住宅等の建物を残して町内を出るときは、空き家管理料として町内会費の1/2を町内会に納める。	17,000円
・住宅等の建物を残して町内を出るときは、所有者や管理者の連絡先や管理方法を町内会長に伝えてから出る。一般町内会費の半額(年度により変更有)	12,500円
・連絡先を伝えて行くが1件のみ連絡が取れない。町内会費の半額を納めているが、連絡の取れない1件は未納	半額で9,000円位(年2回で)
・字費の徴収がある為(防火管理費、墓地管理費、耕作・山林反別割)町内会を出る時は、町内会長が所有者、管理者の連絡先を確認する。	
・基本的には町内会を出るときは、家を壊してから出るようお願いしていますが、後の管理(草刈り)も必要と思われます。	
・取決めは特にないため困っている。	
・町内会費(半額)を納める。	15,000円 5,000円×3期
・取決めごとはない。	
・住宅等の建物を残して町内を出るときは、所有者や管理者の連絡先や管理方法を町内会長に伝えてから出る。また、空き家の管理料として町内会費を納める。	7,000円～8,000円その年により異なる
・住宅等の建物を残して町内を出るときは、所有者や管理者の連絡先や管理方法を町内会長に伝えてから出る。	
・住宅等の建物を残して町内を出るときは、所有者や管理者の連絡先や管理方法を町内会長に伝えてから出る。	字費は徴収する。金額はその年により変更あり。
・町内より転出する場合は特に決めはないが、平成10年に1件あったが、壊してもらった。(1年～2年後)	戸割0円 耕作地があり約7,000円
・特になし	
・現時点での空き家は2件のみ。2件とも所有者が存在しているので管理料としては最小限の字費を徴収している。割合は戸数割50%、反20%、土地評価30%として賦課している。一律ではなく、所有者別に金額は異なる。	3,000円～4,000円(年額)
・現在建物がある場合は、消防費を納めてもらう取決め	1件分7,200円
・住宅等の建物を残して町内会を出るときは町内会費として戸割、賃貸割、消防費を納める。	25,000円
・住宅等の建物を残して町内会を出るときは、空き家の管理料として町内会費(字費)や消防費等を町内会に納める。	住宅8,000円、小屋4,000円

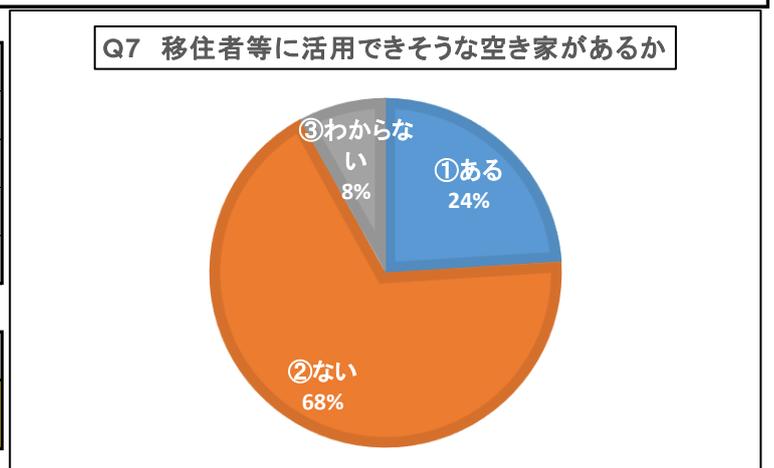
Q7. 移住者や外部人材の受入れに活用できそうな空き家(所有者の承諾があるもの)はありますか。該当する番号に○をつけてください。また、ある場合は空き家の件数を記入してください。

① ある( 件)    ② ない    ③ わからない

解説: 移住者や外部人材の受入れに活用できそうな空き家があるかどうか尋ねたところ、あると回答された町内会が6件で全体の24%、ないが17町内会で68%となっている。また、清里区全体で9件の空き家が活用することができるという回答があった。

設問	回答数
①ある	6
②ない	17
③わからない	2
計	25

設問	回答数
①ある場合の空き家件数	9



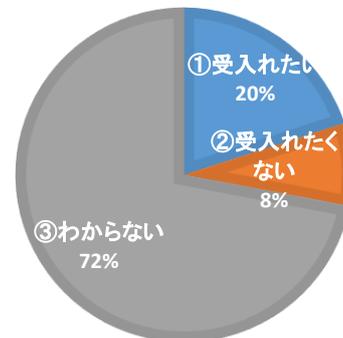
Q8. 町内会として、空き家を活用した移住者や外部人材の受入れを積極的に行いたいと思いますか。該当する番号に○をつけてください。

- ① 受入れたい    ② 受入れたくない    ③ わからない

解説: 町内会として空き家を積極的に活用し、移住者や外部人材の受入れを積極的に行いたい町内会は、5町内会で全体の20%となっている。

設問	回答数
①受入れたい	5
②受入れたくない	2
③わからない	18
計	25

Q8 移住者等を積極的に受け入れたい



Q9. その他、空き家に関する意見、考えなどがあれば記載してください。

- ・居住者が増えることはありがたいが、どのようなかわからないのが不安でこまる事。
- ・現在は2戸が空き家になっている。荒牧町内では1人暮らしの高齢者世帯(65歳以上)が8戸あります。今後、空き家が増加することが予想され、町内会全体での話し合いが必要です。
- ・所有者は解体工事にお金がかかる為、解体できずにいる。
- ・今後も空き家の増加が予想されます。空き家ですから当然管理が行き届かないと思います。今後は見守り、雑草の手入れなどが町内会として必要になると思います。
- ・空き家に活用できる住宅ではないため解体を希望したい。
- ・所有者が最終的に責任を取るような法的処置が明確であればよいと思う。
- ・行政でもっと積極的に家主と連絡を取る等の措置をお願いしたい。(火災等が発生した場合は誰が責任を取るのか分からない為)
- ・受入れたいと思うが、どの様な人が来るのか不安がある。
- ・所有者は、空き家を売却したいという意向をもっている。また、空き家登録をしていると思われる。
- ・町内55世帯のうち、高齢化世帯が大半となっている。一人暮らし世帯も現在11戸存在している。空き家対策は喫緊の課題です。建物の倒壊や有害動物の繁殖化による安全面や環境悪化等が特に心配です。専門チームによる対策委員会等の設置を切望いたします。
- ・空き家を管理できなくなり、5年、10年たったら行政の方で取り壊しを行う等の処置をとる方向で考えては。

## 1 公の施設の再配置計画（個別施設計画）の概要

### (1) 計画期間

令和3年度～令和12年度（10年間）とし中間年に当たる令和7年度に見直しを行う。

### (2) 取組方針

以下の4つの取組方針に基づき公の施設の再配置を検討する。

取組方針	具体的な取組
① 人口や財政状況を踏まえ施設の配置を検討	廃止（休止）
② 地域の実情を踏まえ施設の配置を検討	用途の変更 機能の集約
③ 利用状況を踏まえ適切な管理者によるサービス提供を検討	民間譲渡 貸付又は譲渡
④ 長期にわたり利用促進を図るため計画的な修繕等について検討	施設の長寿命化

## 2 関係者との協議について

### (1) 目的

区内の各施設の配置状況や利用状況、維持管理費等を踏まえ、将来を見据えた施設の適正配置について意見交換し、令和2年度末（令和3年3月）に策定する再配置計画に反映する。

### (2) 関係者との協議の進め方

- 各施設の配置状況や老朽化度、利用者状況、維持管理費などに基づき『将来の在るべき姿』を協議
  - 施設カテゴリー毎に、区内や周辺の配置状況を参考に再配置候補施設を選定
  - 再配置の実施に向けた課題や対応策等の意見聴取
- ↓
- 意見を踏まえ、再配置候補施設リストを作成

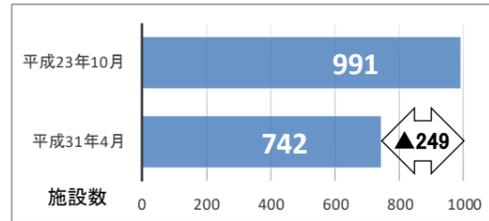
### (3) 計画策定までのスケジュール

時期	内容
H31.3～	○全28区の地域協議会に第6次上越市行政改革推進計画の策定に伴い公共施設の見直しを含む行政改革の取組の概要を説明
R1.10～11	○全28区の地域協議会に今後の「公の施設の再配置計画」の取組について説明
R1.12～R2.3	○地域協議会に公の施設の再配置の取組状況を報告 ○関係者との協議（利用者、地元町内会、その他影響が想定される団体等） ※再配置に伴う課題に対する対応策をあわせて協議し再配置計画に反映
R2.4～12	○地域協議会に関係者との協議に基づき作成した再配置候補施設リストを示す ※再配置に伴う課題に対する対応策をあわせて協議し再配置計画に反映 ○パブリックコメントの実施（計画案の公表）
R3.3頃	○公の施設の再配置計画（個別施設計画）策定・公表
<参考> R3.4～R12.3	公の施設の再配置の実施 ○関係者と正式協議（方針決定） ○地域協議会に諮問 ➡ 答申 ○市議会で議決 ➡ 施設の再配置（廃止、譲渡等）

公の施設の再配置の取組状況と現状と課題について

1 これまでの取組状況

市町村合併後、公の施設の廃止や譲渡を進め、平成23年10月時点で991施設あった公の施設は、平成31年4月1日現在、742施設となっています。



2 現状と課題

現状

○人口推計

合併当時21万人であった人口は、減少傾向が続いており、令和27年には、推計で約14万人となる見込み。(H31.4.1現在の人口：192,068人)

○財源不足

市の財政は、歳出が歳入を上回るため、財源不足を基金の取崩しで補う状況が続く見込み。(R2~R4年度で49.6億円の取崩しを予定しており、また、R5以降においても収支均衡を図る目途がたっていない。)

○公の施設の状況

- 多くの施設の老朽化に伴う、維持管理経費と更新費用増加の見込み。(今後40年間の維持・更新費用試算額：約4,325億円)
- 合併前の各市町村で進めた施設整備により多くの類似施設を保有している。(温浴施設、体育館など)

課題

- 人口減少
- 施設機能の重複する配置
- 施設更新、維持管理に係る財政負担の抑制
- 施設機能の適正な維持  
\*老朽化する施設に対する計画的な修繕の実施、機能を維持するための複合化(機能集約)

公の施設の再配置計画(個別施設計画)について

1 公の施設の再配置の必要性

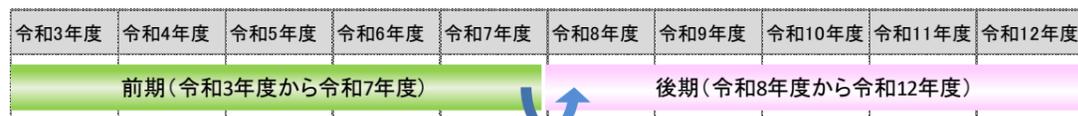
将来予測される人口減少や収支不足の市の財政状況等を踏まえ、今後、施設の老朽化がますます進行し、大規模修繕や更新が見込まれる中、多くの施設を現状のまま維持していくことは困難な状況です。

このような状況の下、今を生きる私たちは、地域の皆さんと共に、子どもや孫など次代を担う世代が今後も安心して暮らすことができる将来を見据え、教育や福祉を始めとした市民生活を支える基礎的なサービスを安定的に提供していくためにも、施設の廃止や機能の集約を行う必要があります。

また、継続すべき施設については、末永く利用していただくため、適切に維持・管理し、長寿命化を図ることとしています。

2 基本事項

- 計画期間：令和3年度～令和12年度の10年間とし、令和7年度に見直しを行います。

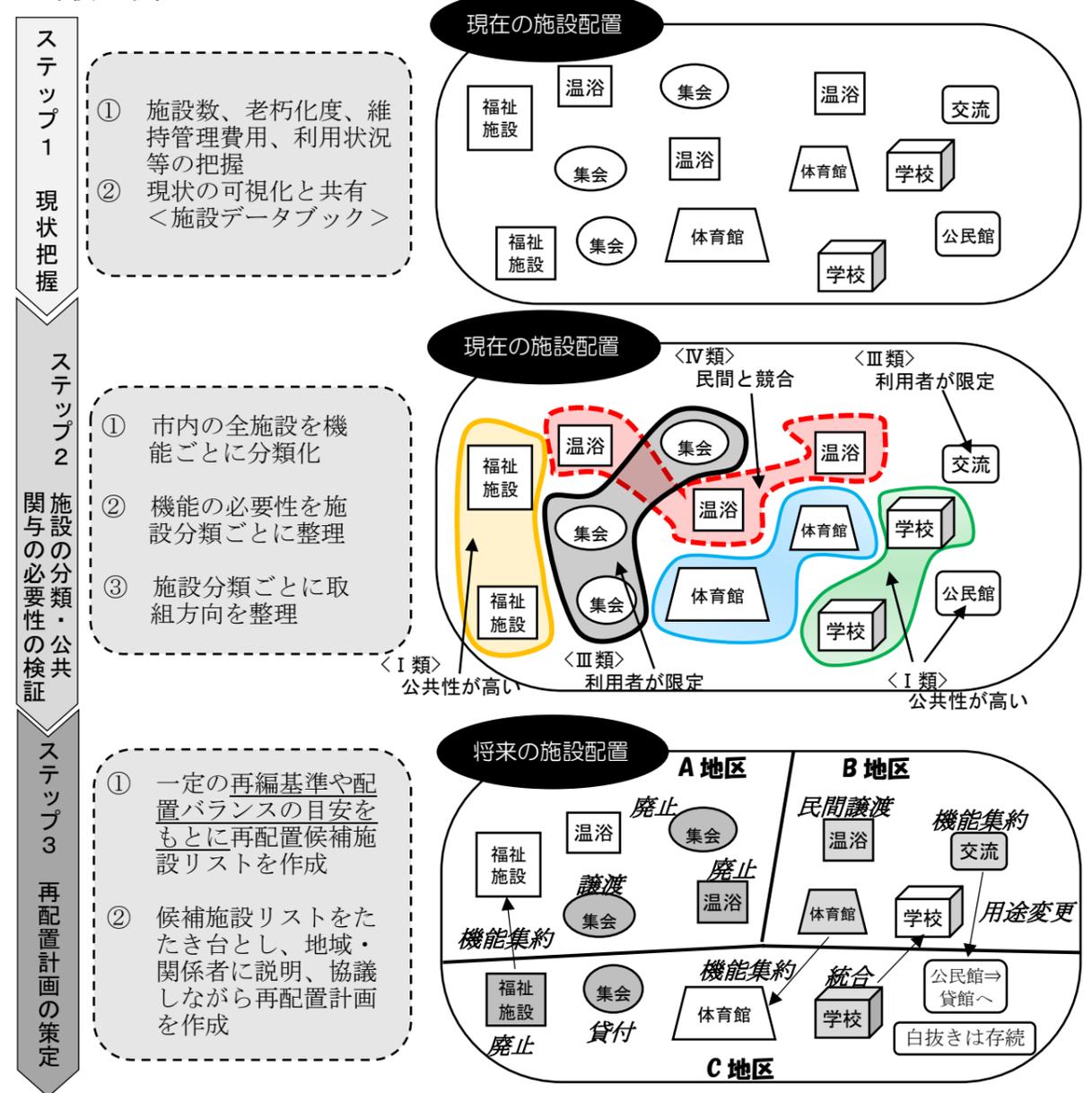


見直し

3 今後の取組の方針

取組方針	具体的な取組
①人口や財政状況を踏まえ施設の配置を検討	廃止(休止) 用途の変更
②地域の実情を踏まえ施設の配置を検討	機能の集約
③利用状況を踏まえ適切な管理者によるサービス提供を検討	民間譲渡 貸付又は譲渡
④長期にわたり利用促進を図るため計画的な修繕等について検討	施設の長寿命化

4 今後の取組のイメージ



将来的な施設の配置について

今後、人口減少等による利用状況の変化などに対応するため、これまで地域自治区ごとに配置している施設を、複数の地域自治区で供用すること、また、複数の異なる機能の施設を集約することで維持管理費用の削減を図ることが必要と考えています。